

## 佐賀県「さが健康企業宣言」優良企業認定制度 実施要領

### 1 趣旨

健康寿命の延伸のためには、生活習慣病の発症・重症化予防が重要である。特に発症リスクの高くなる働き盛り世代が積極的に予防のための健康づくりを実践することが必要であり、その世代の多くが属している企業への支援が課題となっている。

そこで、従業員の健康づくりを経営上のメリットと捉え、戦略的に取り組む企業を評価し、その取組が継続されるよう環境を整備することで、働き盛り世代の健康増進の実践を図り、健康寿命の延伸につなげるものである。

### 2 定義

この要領において、「企業」とは、佐賀県内に住所を置く企業又は事業所をいう。ただし、全国健康保険協会佐賀支部に適用されている事業所を除くものとする。

### 3 認定要件

「さが健康企業宣言優良企業」認定制度の対象となるのは、実施される年度の前年度（以下、「評価年度」とする。）の取組について、以下の各号のいずれかを満たした企業とする。

- (1) 実施レポートの必須項目全て、および選択項目の過半数を実施していること。
- (2) 経済産業省の健康経営優良法人の認定を受けていること。

### 4 認定の申請

本認定制度の認定を受けようとする企業は、以下の各号のいずれかを提出するものとする。

- (1) 実績報告（実施結果レポート結果表）（以下「実施レポート」という）での提出の場合は、実施レポート及びそれに付随する添付書類を提出すること。
- (2) 直近の「健康経営優良法人認定証（経済産業省）」の写しでの提出の場合は、その写しと別紙様式1を提出すること。

### 5 認定

佐賀県 健康福祉部 健康福祉政策課長（以下、「健康福祉政策課長」とする。）は、前条の申請があった場合において、実績報告等により審査を行い、第3項の認定要件を満たしていると確認できた場合は、これを認定し、「認定証」を当該企業に交付するものとする。

### 6 実施時期

この認定は、1年度に1回実施する。名称は「さが健康企業宣言 優良企業 ○○」（○○は実施年度）とする。

## 7 認定の取消

健康福祉政策課長は、認定企業が次の各号に該当する場合は、認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法等の関係法令に重大悪質な違反をした場合
- (2) 暴力団等の反社会的勢力との関係を有している場合
- (3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明した場合
- (4) 健康福祉政策課長が取り消すべき事由があると判断した場合

## 8 公表

健康福祉政策課長は、第5項の規定による認定、または、第7項の規定による認定の取り消しをしたときは、当該企業を佐賀県のホームページに公表するものとする。

## 9 調査・報告

健康福祉政策課長は、第7項に関する事務の遂行に関し必要な限度において、認定企業に対し、報告を求め、調査をすることができるものとする。

## 10 個人情報の保護

健康福祉政策課長は、認定の事務に関し入手した個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適切な管理に努めるものとする。

### 附則

この要領は、平成30（2018）年10月18日から施行する。

### 附則

この要領は、令和2（2020）年10月9日から施行する。

### 附則

この要領は、令和3（2021）年2月4日から施行する。

### 附則

この要領は、令和3（2021）年9月15日から施行する。

### 附則

この要領は、令和4（2022）年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、令和5（2023）年8月1日から施行する。